

我孫子市市制施行55周年記念協賛事業の取り扱いについて

(1) 協賛の趣旨

市制施行55周年を広く市民の皆さんに知っていただき、ともに祝えるよう、既存の事業を協賛事業(「冠事業」)として位置づけます。

(2) 対象事業

協賛事業は、次の①～④のうち、後段(3)のガイドラインに該当するものとします。なお、協賛事業の対象とする場合には、事前に秘書広報課と協議するものとします。

①市の主催事業

市が主催するイベント等の事業及び公園などの整備事業のうち、協賛事業の趣旨に適したもの

②市との共催事業

市と共催する事業や実行委員会形式で行う事業のうち、協賛事業の趣旨に適したもの

③市の後援・協力事業

市が後援・協力する事業のうち、協賛事業の趣旨に適したもの

④団体等の主催事業

地域のお祭りなど、まちづくり協議会、自治会等の団体が主催する事業や指定管理者の自主事業のうち、協賛事業の趣旨に適したもの

(3) 協賛事業のガイドライン

協賛事業は、次の①～⑦のいずれにも該当するものとします。

ただし、事業の内容が哀悼や追悼を表すもの等で、市制施行55周年を祝う趣旨と合わないものは、対象としないこととします。

- ① 地域振興、国際交流及び産業・観光・文化芸術・スポーツの振興に役立つもの
- ② 市の魅力の継承や市内外へ情報発信するもの
- ③ 専ら営利を目的としないもの
- ④ 公序良俗に反しないもの、又は反するおそれのないもの
- ⑤ 我孫子市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等との関係がないもの
- ⑥ 特定の思想を広める活動、又は政治、宗教活動を目的としないもの
- ⑦ 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜しないもの

(4) 協賛事業の扱い

協賛事業は、次の①～③のように名義使用を許可するとともに、広報等で広く周知します。

なお、協賛事業として承認した場合でも、施設の優先予約・優先利用、経費の助成、紙類等の物資提供及び人的支援等の特別な支援はありません。

① 名義(冠)の使用

協賛事業は、事業の名称等に「市制施行55周年記念事業」の名義(冠)を付けるものとします。

名義(冠)の位置は、事業名の近くであれば、指定はありません。また、名義(冠)の使用の数、大きさ、色、フォントについて、指定・制限はありません。

| |
|-----------------|
| 【名義使用の例】 |
|-----------------|

| |
|--------------------------|
| ○○○地区盆踊り大会(市制施行55周年記念事業) |
|--------------------------|

② 記念メッセージの付加

市の主催事業及び共催事業は、下記の例のようなメッセージを挨拶等に加えるものとします。

また、協賛事業となった後援・協力事業や団体等の自主事業は、挨拶等でこのメッセージを用いることができるものとします。

【メッセージの例】

「我孫子市は、今年7月1日で市制施行55周年を迎える(又は「迎えた」)ことから、この〇〇〇(事業名)を市制施行55周年記念事業と位置づけました。ここで皆さんと市制施行55周年を祝うとともに、豊かな自然や先人たちが残した歴史や文化など、大切な財産を次の世代に引き継ぎ、物語の生まれるまちとして発展し続けることを願うものです。」

③協賛事業として周知

協賛事業となった事業は、広報や市のホームページ等に掲載し、広く市民に周知します。

④記念ロゴマークの使用

協賛事業は、事業のポスターやチラシ、プログラム等に「市制施行55周年記念ロゴマーク」を使用することができます。記念ロゴマークは市ホームページからダウンロードしていただけます。

【市ホームページ／記念ロゴマークのダウンロードはこちら】

https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/gaiyou/anniversary/55th/abiko_55kyousan/55boshu.html